

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 健康保険法施行令の一部改正（第一条関係）

一 健康保険組合の準備金の積立て額の基準について、医療給付費相当分については三か月分、後期高齢者支援金等相当分については一か月分とすること。

二 全国健康保険協会の準備金について、平成二十五年度及び平成二十六年年度においては、積み立てることを要しないこととすることに伴い、所要の規定の整備を行うこと。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部改正（第二条から第四条まで及び第六条関係）

平成二十五年度及び平成二十六年年度において、各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定においてその額の三分の一を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすることに伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令、健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び平成二十五年度における高齢者の

医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 健康保険法施行令の一部を改正する政令の一部改正（第五条関係）

- 一 都道府県単位保険料率の調整を行う期限を延長することに伴い、所要の規定の整備を行うこと。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日（附則関係）

この政令は、公布の日から施行すること。